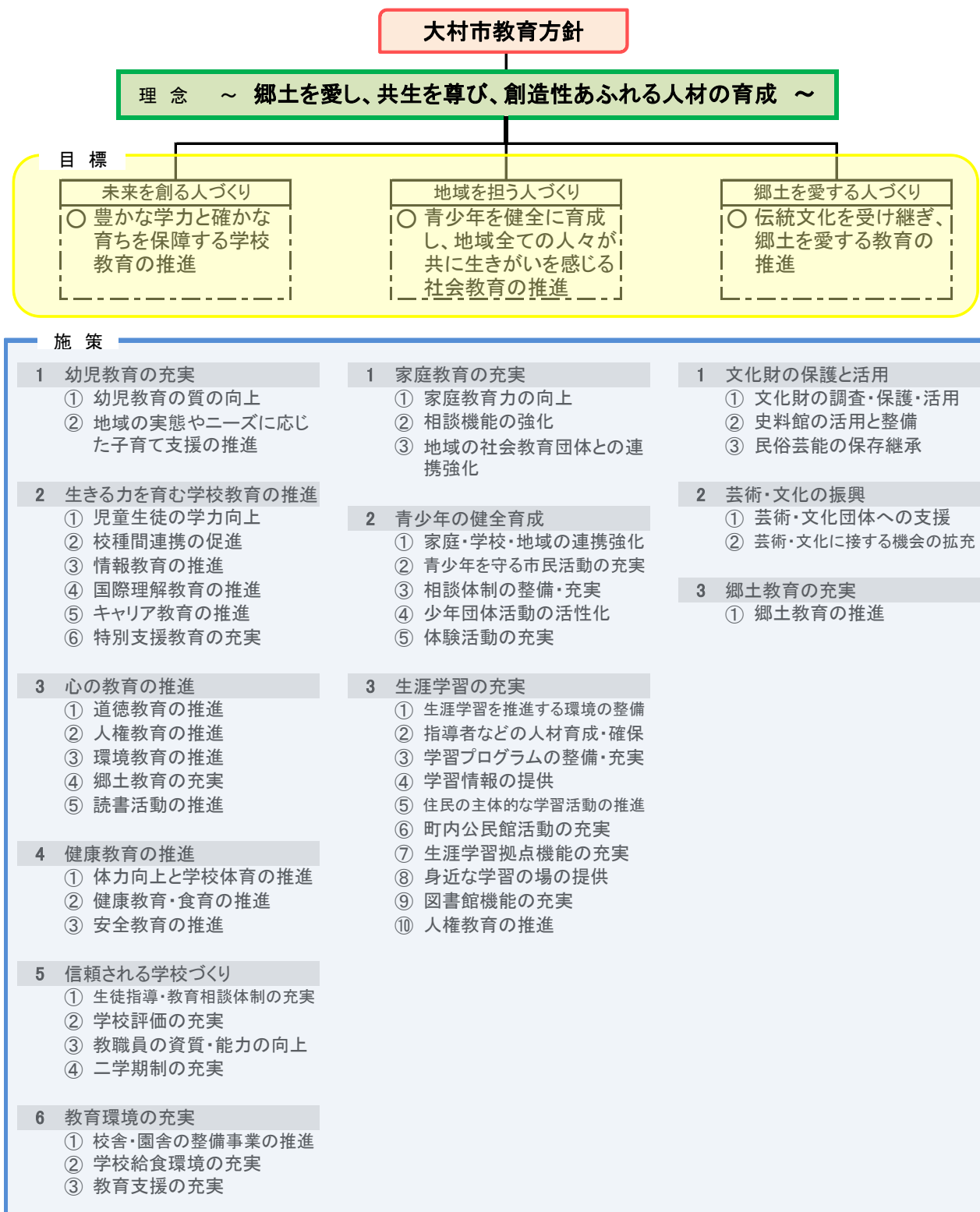


1 大村市教育振興基本計画体系図



2 大村市教育振興基本計画の主要施策

目標 <未来を創る人づくり>

—「豊かな学力」と「確かな育ち」を保障する学校教育の推進—

- 施策
- 1 幼児教育の充実
 - 2 生きる力を育む学校教育の推進
 - 3 心の教育の推進
 - 4 健康教育の推進
 - 5 信頼される学校づくり
 - 6 教育環境の充実

目標 <地域を担う人づくり>

— 青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進 —

- 施策
- 1 家庭教育の充実
 - 2 青少年の健全育成
 - 3 生涯学習の充実

目標 <郷土を愛する人づくり>

— 伝統文化を受け継ぎ、郷土を愛する教育の推進 —

- 施策
- 1 文化財の保護と活用
 - 2 芸術・文化の振興
 - 3 郷土教育の充実

1 幼児教育の充実

① 幼児教育の質の向上

【現状と課題】

近年、子どもを取り巻く家庭環境は多様化し、様々な保育形態が求められています。

平成26年4月、大村市では、就学前の子どもの教育及び保育を一体的に提供するとともに、保護者に対する子育て支援を行うため、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ市立認定こども園（放虎原こども園）を設置しました。

これからも、すべての幼児に対して公平に質の高い幼児教育の機会が提供できるよう、幼児教育の機能を強化していく必要があります。そのためにも、幼稚園・保育所・認定こども園において、子どもの育ちを支える体制整備を進める必要があります。さらに、それぞれが積み上げてきた経験の共有と相互理解のための連携を一層深める必要があります。

【主な取組】

ア 幼保連携型認定こども園設置の推進

幼稚園と保育所で区別することなく、小学校就学前の教育・保育機能の一層の充実を図るため、地域の実情を考慮しながら、今後も幼保の連携又は一体化のため認定こども園の設置を推進します。

イ 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

幼稚園、保育所、こども園及び小学校が、それぞれの教育目標や指導の内容、方法などについて情報を共有するとともに、生活の連続性に配慮しつつ、小学校との連携、接続の充実に努め、小学校以降の生活や学習に繋げる教育を推進します。また、特別な配慮を要する幼児へのきめ細かな対応を推進するため、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターなどの配置、個別の指導計画等の作成、早期からの相談支援など、適切な支援体制の整備を推進します。

ウ 職員の資質及び専門性の向上

園の現状や課題を職員間で共有し、園の教育課題に基づくテーマに即した研究を通して、支援・指導方法の工夫、他の園との情報交換など園内研修の更なる充実を図るとともに、職員に対する研修機会の拡充に努めます。

また、幼稚園、保育所、こども園における教育及び保育活動の成果について、自己評価の実践とその結果の公表を推進します。

エ 家庭や地域社会の教育力の再生

子どもたちが家庭を軸にして、地域の様々な人々との協力のもとで育っていけるようなネットワークづくりや、様々な家庭教育支援事業の充実に努めます。

【関連する事務事業】

- ・ 公立幼稚園運営事業
- ・ 認定こども園運営事業
- ・ 私立幼稚園就園奨励費補助金

重点目標 I

〈未来を創る人づくり〉

豊かな学力と確かな育ちを保障する学校教育の推進を図ります。

1 幼児教育の充実

② 地域の実態やニーズに応じた子育て支援の推進

【現状と課題】

近年、核家族化、地域の子育て力の低下等の社会状況の変化が進む中、子育てについて近くに相談する人がいないため、子育てに不安を抱く保護者が増えています。幼稚園、保育所、こども園では、在園児保護者からの相談への対応や、また、在宅で子育てをしている家庭への支援として、園開放を行っています。引き続き子育て支援機能を積極的に地域に発信し、子育て支援の拠点施設としての役割を積極的に果たす必要があります。

【主な取組】

ア 子育て相談の充実

子どもの就園の有無にかかわらず、保護者が安心して子育てに関する相談ができる体制を作ります。

イ 交流の場の提供

園開放や子育て井戸端会議の開催等により、遊びを通した子どもの交流を広げるとともに、子育て中の保護者が交流できる機会づくりに努めます。

ウ 学習の場の提供

子育てに関する講演会や研修会等、他団体とも連携して保護者が学習する機会を提供します。

エ 諸機関との連携

様々な問題を早期解決するためのケース検討、4歳児検診又は諸研修等について、こどもセンター・大村市療育センター・教育センター等の諸機関との連携・協力を進めます。

【関連する事務事業】

- ・ 公立幼稚園運営事業
- ・ 障害児家庭の子育て支援事業

2 生きる力を育む学校教育の推進

① 児童生徒の学力向上

【現状と課題】

全国学力・学習状況調査（※1）の結果や、本市が実施している標準学力検査の結果を見ると、本市の児童生徒の学力について、基礎的・基本的な知識や技能の定着が十分ではないこと、習得した知識や技能を活用する能力がやや不足しているという課題が明らかとなっています。このことから、児童生徒の学力向上を目指すために、本市の学力向上についての方針を明確にし、学校と家庭・地域が一層連携した取組を進めていく必要があります。

【主な取組】

ア 学力向上を目的とした各種研修会の充実

学校における学力向上の取組の推進役となる研究主任や教務主任等を対象にした研修会の更なる充実を図るとともに、本市の児童生徒の学力の実態や推進上の課題を踏まえたより実効性のある全市的な学力向上対策や実践を進めます。

イ 結果の公表と積極的な情報発信

児童生徒の学力を向上させるためには、今後ますます学校と保護者の意識の共有化を図る必要があります。各種学力調査の結果及び各学校の具体的な学力対策や授業改善の取組について、積極的な情報発信に努めます。

また、児童生徒の学習に対する意識や生活習慣等との関係に焦点をあてた家庭との具体的な連携を進め、学力面でのよりよい変容に繋がります。

【関連する事務事業】

- ・ 学校経営研究事業
- ・ 英語力向上対策事業
- ・ 中学校教材整備事業
- ・ 教職員研修事業
- ・ 小学校教材整備事業

※1 【全国学力・学習状況調査】

平成19年度から開始された日本全国の小・中学校の最高学年（小学校6年生、中学校3年生）全員を対象として行われるテスト。実施日は、毎年4月の第3火曜日となっている。

平成22年度から平成24年度は抽出調査、平成25年度からは悉皆調査となっている。

2 生きる力を育む学校教育の推進

② 校種間連携の促進

【現状と課題】

校種間の連携については、保育所保育指針や幼稚園教育要領、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領において、各校種間の連携や交流を推進するように記載されています。

児童生徒の育ちを長期的に支援するという観点や学びの連続性といった観点から、校種を越えた連携は必要不可欠です。

○本市における幼保小連携

幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校と幼稚園の情報交換や合同の研修の機会を設けたりする連携を図ります。今後、認定こども園の設置が進められる中で、幼児期の教育と小学校教育の関係性を「連続性や一貫性」で捉え、教育活動を繋げていくことが大切になります。併せて、幼保小連携の取組を進めるための具体的な方策（連携・接続の体制づくり）を示す必要があります。

○本市における小中連携（※2）・一貫教育（※3）

各中学校区において、小・中学校間の円滑な移行と中1ギャップ（※4）の解消を目的とした教職員間の連絡会を実施しており、生徒指導や不登校、特別な教育的配慮が必要な児童生徒に関する情報共有を行い、該当する児童生徒に対する継続指導に繋がっています。

今後、更に小・中学校の教職員が義務教育9年間の教育活動を見据え、系統性を意識したうえで児童生徒の育成を図っていくことが求められています。このようなことから、現行での学習指導上や生徒指導上での連携の充実を図るとともに、本市における小中連携教育・小中一貫教育の在り方について、調査・研究を行うなど、小・中学校間の連携・一貫した教育の推進を図ります。

○本市における中高連携

中学校と高等学校の連携については、これまで生徒指導面を中心に情報交換を定期的に行う取組を行ってきています。今後は、進路指導面での更なる連携、教科指導の継続性を重視した授業研究や生徒の学力分析など、本市の特色に応じた取組を積極的に進めていきます。

○本市における小・中学校と特別支援学校との連携

障害者基本法には、「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることで、相互理解を促進しなければならない」と規定されています。小・中学校と特別支援学校との交流活動や共同学習は、これまで各学校で行われてきており、子どもたちが互いの特性や自他の違いを認め、尊重し理解し合うためにもなお一層重要になります。

今後は、更なる教職員間の合同研修会や情報交換等により、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導の充実に繋げていきます。

【主な取組】

ア 小中連携や小中一貫教育に関する調査研究事業、モデル事業の実施

本市の実態に基づく小中連携や小中一貫教育を推進していくため、調査及び研究を行い、本市における小・中学校間の連携、義務教育9年間の一貫性のある教育の充実に努めます。

イ 小・中学校間での学習・生徒指導における取組の推進

小中連携の教育効果についての理解を深めるとともに、各中学校区における小中学校間での学習・生徒指導における取組の促進を図ります。

ウ 中高連携協議会（仮称）の充実

中学校と高等学校の更なる連携を進めるため、各学校関係者で組織する「中高連携協議会」を立ち上げ、教員間の相互授業参観を行うとともに、進路に関する意見・情報交換を行うなど、具体的な連携の充実に努めます。

エ 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携の推進

小学校生活の円滑なスタートを支援するために、関係部局と連携した取組を推進していきます。具体的には、就学前における体験入学や幼児と児童との交流活動、幼保小の交流を深める取組を積極的に進めていきます。

【関連する事務事業】

・ 学校経営研究事業

・ 教職員研修事業

-
- | | | |
|----|----------|--|
| ※2 | 【小中連携】 | 小・中学校間で情報交換や交流をすることを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育 |
| ※3 | 【小中一貫教育】 | 小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育 |
| ※4 | 【中1ギャップ】 | 児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていく事態をさす。 |

2 生きる力を育む学校教育の推進

③ 情報教育の推進

【現状と課題】

情報化社会が急速に進む中、学校においても I C T機器（※5）の普及及び機器を活用した効果的な授業実践により、情報社会にしっかりと対応できる能力の育成が広く求められています。学習指導要領（※6）においても情報教育の推進がうたわれており、小学校から中学校まで全教科で計画的な指導を行う必要があります。

一方では、ネットいじめ（※7）に代表されるような「情報モラル（※8）」に関する事案が社会的な問題となっています。このことは、大村市内においても例外ではありません。「情報モラル」に関する指導、情報端末を介した適切なコミュニケーション能力の育成等、学校教育の果たす役割は大きいものがあります。

今後、I C T機器の正しい使い方、情報選択・活用能力の育成及び情報モラル等の情報に関する総合的な学習の時間の推進と指導体制の確立を図らなければなりません。

【主な取組】

ア I C T機器の整備

デジタルテレビ、無線LAN、児童生徒用コンピュータや教師用コンピュータなど、授業で活用しやすいI C T環境を計画的に整備します。

イ I C T機器に関する教員の指導力向上及び校内指導体制の確立

学校訪問や研修会等を通じて、I C T機器を活用した授業や情報モラル教育に関する教員の指導力向上を図るとともに、校内指導体制を確立し、効果的な授業実践の推進を図ります。

ウ 児童生徒の情報活用能力の育成

情報を適切に処理する授業場面を充実させることにより、児童生徒のI C T機器操作に関するスキルやインターネット等を適切に活用して必要な情報を収集、思考・判断、発信（表現）することのできる能力の向上を目指します。

あわせて、道徳教育や人権教育との関連も図りながら、情報モラルの育成にも努めます。

【関連する事務事業】

- ・ 小学校教育用コンピュータ活用事業
- ・ 中学校教育用コンピュータ活用事業
- ・ 小・中学校教育用 I C T 機器活用事業

※5 【I C T (Information and Communication Technology) 機器】

一般に P C、プロジェクタ、デジタルカメラ等の情報機器のことをいう。I C T 機器以外には、黒板、O H P、V T R、ラジカセ等のツールがある。

※6 【(新) 学習指導要領】

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正、平成 19 年 6 月の学校教育法の一部改正を受け、平成 20 年 1 月に中央教育審議会が「生きる力の育成」という教育の基本理念を答申した。平成 21 年 3 月 28 日に告示され、「生きる力」を育むという現行の学習指導要領の基本理念を継承することが明確に示されている。小学校においては、平成 23 年 4 月から、また中学校においては、平成 24 年 4 月から完全実施となっている。高等学校・特別支援学校においては、平成 25 年 4 月から年次進行で段階的に実施されている。

※7 【ネットいじめ】

インターネット上におけるいじめ。ウェブサイトやオンライン、あるいは電子メール、携帯電話などの場で行われる。

近年、世界中で発生して問題になっており、インターネットの法規制・フィルタリング規制に発展する国・自治体も出てきている。

※8 【情報モラル】

情報を扱う上で必要とされる倫理のことである。または、情報社会において注意すべき点などをいう。情報倫理、情報マナーということもある。

2 生きる力を育む学校教育の推進

④ 国際理解教育の推進

【現状と課題】

国際理解教育の必要性が強く叫ばれ、各校における教育課程の位置付けと特色のある実践が展開されています。実践内容については、次の3つに分けることができます。

- ・ A L T（外国語指導助手）（※9）との直接交流体験
- ・ コミュニケーションの手段としての外国語学習（特に英語）に重点を置き、異文化を体験する学習活動
- ・ 自国文化を理解した上で、諸外国の文化や伝統を学び、視野を広げることを目的とした国際理解教育

本市ではA L T 13名が、小学校（15校）、中学校（6校）を定期的に訪問し、学級担任や教科担任とのティームティーチングにより、外国語活動や英語の授業の充実に努めています。

今後、国際化社会に生きる人材育成に向け、学校での更なる特色ある教育課程の編成など、A L Tを生かした学習活動をより一層充実させる必要があります。

併せて、平成32年度（2020年）から小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、グローバル化に対応した英語教育の大幅な改革が進められる予定であり、新たな英語教育への対応や円滑な移行のための準備を進めていく必要があります。

【主な取組】

ア A L Tによる英語（外国語）活動の充実

小学校では、5・6年生での「外国語活動」の充実を図るため、A L Tとの直接的な交流を通じ、コミュニケーション能力の素地を養い、自国文化や異文化に対する理解を深めます。また、中学校では英語学習の助手として目的に応じた学校訪問を実施し、英会話学習を中心として実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。

イ 地域の特性を生かす教育課程の編成

児童生徒がローカル、グローバルな視点を持ち、世界に視野を広げるためには、大村市の歴史・地理・自然など、まず郷土を知ることが重要であり、相互

理解や国際交流を図るための発信力を育むことが大切です。各教科や外国語活動、総合的な時間における学習内容や体験活動等の充実を図ります。

ウ 英語力向上プロジェクト（仮称）の推進

来るべき英語教育の改革に備え、本市においても、具体的な英語教育に関する改善計画を立案し、具体的に推進していきます。具体的には、下記の実組を学校と一体となって進めます。

○小中学校9年間を見通したカリキュラム開発

○英語教育の充実のための研修会の開催

○英語力向上を図る実組の推進

- ・言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、身に付けた英語を活用する機会を設け、英語力向上を図る活動など

○小学校における指導体制の整備

- ・学級担任の英語指導力の向上
- ・サポート人材の育成 など

【関連する事務事業】

- ・英語力向上対策事業
-

※9 【外国語指導助手（ALT）】

JETプログラム（語学指導を行う外国青年招致事業）の中に定められた職種。Assistant Language Teacherの略称であり、小・中学校における外国語指導の補助的役割を担っている。

2 生きる力を育む学校教育の推進

⑤ キャリア教育の推進

【現状と課題】

近年、経済のグローバル化が一層進む中で産業構造が大きく変化していることに伴って、児童生徒にとって、将来の生活や社会人としての生き方を描くことが難しくなっており、社会的・職業的自立に向けた支援に取り組む必要があります。一人ひとりが勤労観・職業観を確立できるよう、キャリア教育の重要性が高まってきており、大村市の全ての中学2年生において3日間程度の職場体験学習を実施している状況にあります。

児童生徒が「生きる力」を身に付け、社会の厳しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立できるような教育が強く求められています。

【主な取組】

ア 教職員の意識改革

全ての教職員がキャリア教育を正しく理解し、その意義と必要性を十分に認識させたい。日常の教育活動の中で、具体的に実践できる力を高められるよう校内の推進体制を整える必要があります。そのために、改めて各学校のキャリア教育の取組を再点検し、義務教育9年間をキャリア教育の視点を通して見直すとともに、教職員研修の実施や各学校において定めるキャリア教育の目標や各教科等との関連した全体計画及び年間指導計画を作成するよう促します。

イ 学校種間の連携

発達段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図るためには、学校種間の円滑な連携・接続を図り、一貫した取組を実現させることが大切です。そのために、様々な研修会において学校種間が連携できる体制づくりに取り組み、子どもたちの実態や指導の在り方などについて相互理解を深め、各校種の基本的役割を再認識するとともに、広い視野に立って教育活動の充実・改善を図っていきます。

ウ 進路情報の収集と提供

職業や上級学校等に関する新しい情報を学校に提供し、児童生徒一人ひとり

が、自分の将来の生き方への関心を深めるとともに、将来への展望を持って進路選択できるような体制づくりを行います。

【関連する事務事業】

- ・ 学校経営研究事業
- ・ 教職員研修事業

2 生きる力を育む学校教育の推進

⑥ 特別支援教育の充実

【現状と課題】

平成18年の障害者権利条約でインクルーシブ教育システムの確保が規定されました。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。大村市においても、教職員の研修や特別支援教育を受ける場の設定、配慮が必要な子どもを支援する補助員の配置など、様々な施策を行い、特別支援教育の充実を図っています。

平成26年度の大村市内における特別支援学級数は、小学校11校に18学級、中学校5校に11学級と5年前に比べると3校8学級増加しています。また、この他に通常学級に在籍しながら、ことばや情緒の発達に必要な教育を行う通級指導教室も、平成26年度に小学校1校3学級を追加開設し、小学校2校に6学級、中学校1校に1学級となりました。障害の程度に応じて、それぞれに適切な場での教育が受けられるような環境を整えています。

また、就学前の子どもたちへの療育を行っている児童デイサービス（※10）や、大村市内にある3つの県立特別支援学校との連携にも力を入れています。小・中学校における望ましい特別支援教育のあり方について、適宜、アドバイスを受けています。

しかしながら、発達障害が気付かれず、生きづらさに困っている子どもたちもいます。保護者が子育てをしていく中で抱える不安や悩みも多種多様です。このような状況から、平成21年度に大村市では発達支援ファイル「のびのびファイル（※11）」を作成し、保護者に配付していますが、関係者への周知と活用が課題となっています。

【主な取組】

ア 研修会の実施

特別支援学級担任研修会や特別支援教育コーディネーター（※12）研修会を定期的に開催し、指導力の向上を図ります。

イ 学校各種補助員の配置

日常の学校生活において何らかの支援を要する児童生徒の在籍する学級に

各種補助員を配置し、学習環境や生活環境に適応できるよう支援します。

ウ 成長支援ファイル「のびのびファイル」の活用

「のびのびファイル」は障害の有無に関らず、すべての子どもたちの健やかな成長を支援することを目的としたものです。特に、配慮を要することが生じた場合には、関係機関から受けた支援や指導が、別の関係機関にスムーズに伝わっていくことが肝要となってきます。保護者の方々にまずは気付いてもらうことを目的としていますが、保護者の方々のみならず、幼稚園、保育所（園）、認定こども園や小・中学校、関係機関にこの趣旨を理解してもらい、適切な活用を促します。

【関連する事務事業】

- ・ 特別支援教育推進事業
 - ・ 教員補助員派遣事業
 - ・ 就学時健康診断事業
 - ・ 就学教育相談事業
-

※10 【児童デイサービス】

心身の発達に援助が必要な子どもに対して集団療育・個別指導等の療育支援事業を行う施設

※11 【のびのびファイル】

就学前の子どもにより良い育ちを支えるため、乳児期からの相談や支援の経過などを記録するもので、赤ちゃん訪問事業実施時等に配付している。

※12 【特別支援教育コーディネーター】

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として位置付けられている。配慮を要する児童生徒における教育の充実に向けて、相互の連絡・調整を図り、円滑に活動を進めるための支援を行う。

3 心の教育の推進

① 道德教育の推進

【現状と課題】

本市においては、長崎県の道德教育の指針「全ての教育活動を通じて道德教育を推進し、命を輝かせて生きる子どもを育てましょう」「小中高の12年間を見通して、子どもの発達段階に即した道德教育を推進しましょう」のもと、県教委発行のリーフレット（「長崎県の道德教育」理論編・実践編・推進編）を活用し、各学校における道德教育の充実を図っています。

また、県教委発行の「長崎っ子に贈る50の話（※13）」「私たちの道德（※14）」を活用し、子どもたちの心に響く道德教育の実践に努めています。

さらには、「長崎っ子の心を見つめる教育週間（※15）」中に、道德の授業公開や地域の方を招いての講話、保護者による本の読み聞かせなどを行うなど、自他の命を大切にし、思いやりのある心を持った児童生徒の育成をねらいとした取組を行っています。

その結果、平成25年度の全国学力・学習状況調査では、本市の小学6年生の94.1%及び中学3年生の95.1%が「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答しています。また、小学6年生の92.7%及び中学3年生の95.3%が「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う」と回答しています。これは良好な結果ではあるものの、見方を変えれば、5～7%の児童生徒の心が十分には育っていないことの表れでもあります。

また、昨今の情報化の進展が子どもたちの健やかな成長の妨げとなっている出来事が後を絶ちません。自他の生命の尊重は、何よりも重んじられなければならないことでありながら、心の痛む少年事件等が発生していることは憂慮すべきことです。

このような社会状況を受け、「道德の時間」を要としながら、各教科等をはじめとする全ての教育活動の中で道德教育の充実に努めることが重要であり、学校では、その実現に向けて様々な取組を展開することが求められています。

また、国において検討されている、「道德」をその特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化することについても、その動向に注視しつつ、道德教育の更なる推進に努めるとともに、今後とも学校・家庭・地域が一体となった道德教育の推進に向け、継続・発展させていく必要があります。

【主な取組】

ア 命を大切にするとともに、家族に感謝し、他者を思いやる心の育成

全ての教育活動における実感を伴う実践的・体験的活動の充実を図るとともに、生命尊重や思いやりの心に関わる教材等を活用した道徳の授業を実践することにより、命のつながりや家族の絆に対する意識を高め、全ての人間や命あるものを大切にしようとする心を育みます。

イ 全教職員の協力による校内指導体制の充実

各学校における道徳教育について、校長の明確な方針のもと、道徳教育推進教師を中心として、各学校における児童生徒の実態や課題、家庭や地域の期待を踏まえた重点目標を明確にした「道徳教育の全体計画」や「道徳の時間の年間指導計画」を作成し、全教職員が共通の課題意識をもって進めることができる協力体制づくりを進めます。

ウ 道徳の授業の充実

学習指導要領解説道徳編第5章第1節指導の基本方針を踏まえた指導を基本とするとともに、児童生徒が感動を覚える魅力的な資料の活用や発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導方法等を行い、道徳の時間の充実を図ります。

エ 家庭や地域社会との連携

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」や「学校支援会議」、「PTA活動」の充実を図り、学校・家庭・地域がともに道徳教育に取り組む教育環境づくりを進めるとともに、あいさつや礼儀等の社会性や規範意識など、公共の精神を育成します。

【関連する事務事業】

・ 学校経営研究事業 ・ 教職員研修事業 ・ 小中学校文化振興事業

※13 【長崎っ子に贈る50の話】

長崎県で育つ子どもたちが、人として生きることへのあこがれ、更には将来への志を抱くことのできる心の教育を推進するために、心の教育資料集として長崎県教育委員会が作成したものであり、小学校(低・中・高)、中学校、高等学校に応じて各10編ずつ集めた資料集

※14 【私たちの道徳】

「私たちの道徳」は「心のノート」を全面改訂したものであり、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることをねらいとして文部科学省が作成した道徳教育用教材。平成26年度から、全国の小学校児童と中学校生徒に配付されている。

※15 【長崎っ子の心を見つめる教育週間】

長崎県のすべての公立学校において、「心豊かな長崎っ子の育成」「命を大切にすることや思いやりの心の育成」「あこがれや将来への志の育成」「あいさつやマナーの向上」を目的とし、毎年5月から7月の間のいずれかの1週間を「長崎っ子の心を見つめる」教育週間として、教育活動を公開し、保護者や地域住民と子どもたちとの交流を行う取組

3 心の教育の推進

② 人権教育の推進

【現状と課題】

人権とは、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」のことであり、すなわち「人として基本的に持つ権利」を意味しています。各学校では、日々の教育活動全体を通して人権教育を実践するだけでなく、人権について考える大切な機会として、毎年12月の人権週間に合わせて子どもたちが主体となった人権集会を行っています。

しかし、子どもたちの中で、いじめやインターネットを使った個人への中傷など、人権侵害となる事例が時々見受けられます。さらには、特有の悩みや不安を抱え、心身のバランスを崩し、自らの命を絶つ場合さえあります。そのような中、学校教育における人権教育及び自殺予防教育の重要性が高まっています。

本市においても、教職員を対象とした人権講演会の実施や自殺予防リーフレット「つながり～学校でできる自殺予防の取組～」の作成を行いました。自殺予防リーフレットは、市内小・中学校の全教職員に配付しました。子どもたちだけでなく、全ての教職員の人権意識を高め、人権尊重の精神を涵養していくことが非常に重要です。

【主な取組】

ア 学校における人権教育の充実

児童生徒の発達段階に即して、各学校における全ての教育活動の特質に応じた指導を適切に行い、子どもたちに人権に対する正しい知識を身に付け、自他を大切に思う心や態度を養います。

イ 教職員の人権意識の向上

教職員の人権意識を高めるため、校内における人権担当者の位置付けや、計画的な「人権に関する研修」の実施を支援するとともに、各種研修会を通じて、人権教育に関する教職員の指導力を養います。

ウ 自殺予防教育の充実

各学校において、全教育活動を自殺予防教育の観点から見つめ直すとともに、文部科学省作成の「子供に伝えたい自殺予防」や大村市教育委員会作成の

「つながり～学校にできる自殺予防の取組～」を活用し、自殺予防教育の充実を図ることで、たくましく生きる人間の育成を目指します。

【関連する事務事業】

- ・ 人権教育推進事業

3 心の教育の推進

③ 環境教育の推進

【現状と課題】

今日、経済活動の拡大に伴い、地球温暖化や大気汚染、廃棄物の処理など様々な環境問題が起きています。また、平成23年3月の東日本大震災によって発生した大津波や原子力発電所の放射性物質による汚染問題により、人々の環境保全に対する意識はますます高まりを見せています。これらの問題に対応し、持続可能な社会を実現するためには、児童生徒に環境に対する理解を深めさせ、環境を大切にしようとする心を育むとともに、よりよい環境を作ろうとする実践的態度を育成しなければなりません。

学校においては、理科や総合的な学習の時間、特別活動等を中心に、「学校周辺の河川に生息する生物の観察」「校区内の蛍の出現マップの作成」など、体験を通して環境について考える活動が実践されています。

しかし、これらの活動の中には、計画的・系統的な観点から見ると、その位置付けが十分でないものも見られます。また、一人ひとりの児童生徒が学校で学んだことを実践する機会を作ることや、環境教育に対する確かな見識と指導技術を備えた教育実践のリーダーとなる教員の育成にも取り組む必要があります。

【主な取組】

ア 計画的・系統的環境教育の推進

環境教育の全体計画及び年間指導計画を整備し、計画的・系統的な環境教育の推進を図ります。

イ 環境教育実践リーダーの育成

教員に対し、各種研修会への積極的な参加を促し、環境教育実践のリーダーの育成を図ります。

ウ 太陽光発電システムを活用した環境教育の推進

平成22年度に市内全小・中学校に設置された「太陽光発電システム」を、身近な教材として活用した環境教育を推進します。

【関連する事務事業】

- ・学校経営研究事業

3 心の教育の推進

④ 郷土教育の充実

【現状と課題】

平成18年12月に改正された教育基本法の第2条第5項には、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」と示してあります。これを踏まえ、各小・中学校においては、社会科を中心として郷土や我が国の歴史等を学習し、総合的な学習の時間等を使って地域の文化や伝統芸能等について学んでいます。しかし、それは、単に知識としての史実の理解にとどまっている場合が少なくありません。時代背景や人々のものの見方・考え方に思いをはせたり、興味・関心を持って自ら追究したりする態度の育成を図ることが必要です。本市は、原子物理学者である長岡半太郎や知的障害児教育に生涯を捧げた石井筆子など、様々な分野で多くの偉人を輩出してきた土地柄です。

したがって、このような郷土が誇る偉人について理解を深め、その生き方から多くのことを学ぶことは、郷土に対する誇りと愛情を育てていくうえで非常に大切です。

【主な取組】

ア 副読本「わたしたちの大村市」の活用

3・4年生の社会科における「地域社会に関する学習（地形・産業・歴史等）」で、「わたしたちの大村市」の積極的かつ有効な活用を図ります。

イ 「大村に関する歴史コーナー」の整備・活用

全ての小・中学校図書館に「大村に関する歴史コーナー」を整備するとともに積極的な活用を図り、郷土の歴史や伝統文化、偉人等に対する児童生徒の関心・意欲を高めます。

ウ 小・中学校における郷土教育の普及推進

「郷土を誇りに思う子ども育成事業」との関連を図りながら、クラブ活動や総合的な学習の時間等における郷土教育の充実を図ります。

【関連する事務事業】

・学校経営研究事業

3 心の教育の推進

⑤ 読書活動の推進

【現状と課題】

「本は心の栄養」と言われているように、子どもたちにとって読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするために欠かせない活動です。

各学校では、始業前や業間に全校一斉の「読書タイム」を設け、子どもたちだけでなく、教師もともに読書に親しんでいます。また、多くの学校において、図書ボランティアによる本の読み聞かせも行われています。

平成24年度には学校図書館ネットワークシステムの配備により、貸出返却作業や蔵書管理の効率化が図られました。

さらに、平成25年度からは学校司書を全ての小・中学校に配置し、図書室環境の整備及びレファレンスサービスが向上し、各学校とも貸出冊数が大幅に伸びています。

子どもたちに今、求められている言語能力を育成し、豊かな心を育むためにも、蔵書を計画的に整備し、更に読書活動を推進していく必要があります。

【主な取組】

ア 学校図書館の活用

学校図書館が学習情報センター、読書センターとしての機能を果たせるように、各学校の取組を更に充実し、学校図書館の有効活用が図られるよう支援します。

イ 学校司書の配置

学校図書館の環境整備や授業連携等、学校図書館の有効活用を支援するために、各学校に配置した学校司書を対象とした研修会を開催し、能力育成に努めます。

ウ 学校図書館の整備

学校及び児童生徒数の規模に応じ、蔵書を計画的に整備するとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。

【関連する事務事業】

・ 小学校教材等整備事業 ・ 中学校教材等整備事業 ・ 子ども読書活動推進事業

4 健康教育の推進

① 体力向上と学校体育の推進

【現状と課題】

子どもたちは、日常生活における身体活動の機会や場の減少などを背景に基礎的な体力や運動能力が低下傾向にあります。また、運動に興味を持ち、活発に運動をする者とそうでない者の二極化傾向が見られます。

このことから、体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（小学校）・保健体育科（中学校）の時間はもとより、特別活動・総合的な学習の時間・運動部活動等、学校教育活動全体や地域のスポーツ活動を通じて取り組み、子どもたちが運動を好きになり、運動に親しむ習慣を身に付けることができるようにする必要があります。

【主な取組】

ア 指導者研修会の充実

県教委主催「子どもの体力向上指導者養成地区別研修会」や各種セミナーへの参加を促進して、指導力の向上を図ります。

イ 児童生徒の体力・運動能力調査の活用

長崎県児童生徒体力・運動能力調査の結果を分析することで課題を見出し、各学校で「体力向上アクションプラン」を作成します。授業や遊びの中で課題改善を図る動きを取り入れることで、子どもたちが体を動かすことに興味を持ち、運動を好きになる取組を学校全体で行います。

ウ 体育的行事の充実

児童生徒に運動の楽しさや体を動かすことの心地よさを実感できるよう、各学校の運動会や体育大会、市主催の小学校体育祭、水泳大会の種目内容を工夫します。また、中学校の運動部活動の活性化を図ります。

エ 親子体力向上実践セミナーの推奨

県が主催する「子どもの体力向上支援事業」を推奨し、参加校の実践を他校に紹介することで、体力向上への取組を広げます。

【関連する事務事業】

・ 小学校体育大会開催事業

・ 中学校体育大会開催事業

4 健康教育の推進

② 健康教育・食育の推進

【現状と課題】

今、子どもたちを取り巻く環境は、食生活の乱れや生活習慣病、アレルギー疾患、薬物乱用や性感染症の低年齢化等、様々な問題を抱えています。

本市の学校においては、体育科（小学校）、保健体育科（中学校）などの関連する教科、特別活動等において、健康に関する適切な活動の実践を促し、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培うことを目的として健康教育が行われています。

また、食に関しては、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっています。

【主な取組】

ア 薬物乱用防止教育等の充実

中学校においては、教科指導及び学校薬剤師等の外部講師を活用しての「薬物乱用防止教室」や助産師を招いての「性教育講演会」を開催します。小学校においても、学校の実態や発達段階にあわせた指導の充実を図ります。

イ 教職員を対象とした研修の充実

学校保健活動を推進するうえで中核となる養護教諭や保健主事を対象とした定期的な情報交換会や研修会を実施し、各学校における学校保健活動の充実を図ります。

ウ 小学校におけるフッ化物洗口の推進

平成29年度までの小学校におけるフッ化物洗口完全実施を目指し、実施するための環境整備を整えるとともに、歯科予防教育の充実を図ります。

エ 食育全体計画、食育年間指導計画の活用

栄養教諭、学校栄養職員を中心に編成したブロック別食育推進委員会において、食育全体計画、食育年間指導計画を充実させ、活用することにより、食育を計画的に推進します。

オ 学校給食の活用

「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」「学校生活を豊かにし、明るい社会性及び協同の精神を養うこと」等、学校給食の目標達成に努めることは、子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進につながることから、学校給食を「生きた教材」として活用します。

カ 家庭への食育の浸透

子どもたちにより望ましい食習慣を身に付けさせるためには、家庭での食育が大切です。そのために、給食の献立表、食育だより等の配付や給食試食会の実施等、あらゆる機会を活用して、食育の大切さを家庭に伝えます。

【関連する事務事業】

- ・ 保健推進事業
- ・ フッ化物洗口推進事業
- ・ 小学校健康管理支援事業
- ・ 中学校健康管理支援事業

4 健康教育の推進

③ 安全教育の推進

【現状と課題】

子どもたちの登下校を含め、安全・安心な環境を整備するのはとても大切なことです。実際、全国的に子どもたちが犯罪被害に遭う事件は多発しています。本市においても、頻繁に不審者の情報を耳にしており、安全・安心な環境を整備、充実させることは喫緊の課題です。

各学校においては、「学校安全計画」や「危険等発生時対処要領」を作成していますが、今後いかに活用していくかが課題です。

【主な取組】

ア 通学路安全点検、学校安全計画、危険等発生時対処要領の整備・充実

子どもたちの安全・安心な環境を整備するために「通学路交通安全プログラム」の策定及び通学路の安全点検、「学校安全計画」や「危険等発生時対処要領」を全職員へ徹底、保護者への情報提供を図ります。

イ 学校安全体制の充実

学校安全体制を充実させるため、他機関（健全協や学校安全ボランティア、スクールガードリーダー（※16）等との連携を図ります。

【関連する事務事業】

- ・学校経営研究事業

※16 【スクールガードリーダー】

学校安全指導員のこと。「スクールガード」とは、あらかじめ各小学校に登録した地域住民が子どもたちの下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティアのこと。

スクールガードリーダーは、学区内の学校の巡回指導や安全に対する評価を行うとともに、スクールガードに対する指導も行う。

5 信頼される学校づくり

① 生徒指導・教育相談体制の充実

【現状と課題】

小・中学校における不登校児童生徒数の多さは、全国的に深刻な問題です。大村市においても例外ではなく、平成25年度中に不登校（欠席日数30日以上）になった小学生は24人（全体の0.39%）中学生は69人（全体の2.26%）となっています。

不登校の背景には、様々なものがあります。学習面への不応答や友達関係のトラブルといった本人の生活場面に起因するもの、あるいは怠惰や非行などに起因するもの、更には家庭環境等に起因するものなど実に多様です。そして、これらの要因の複雑な絡み合いも近年の特徴です。

しかしながら、不登校問題の中には、適切な初期対応ができれば未然に防止できるものが数多くあることも事実です。子どもたちへの温かい相談が行われ、保護者や教職員への適切な支援があれば、深刻な問題に発展する前に解決に至ることは可能です。

また、実際に不登校の状態である子どもたちの状態も千差万別です。中にはひきこもりと呼ばれる状態に近い子どもたちもいます。このような問題には、学校適応指導教室（あおば教室）や医療、福祉等の関係機関との連携を図ったりしながら対応する必要があります。

【主な取組】

ア 中1ギャップの解消

小・中学校教職員が連携した交流授業参観、乗り入れ授業の実施や互いの学習内容・方法等を意識した学習指導の展開等、小・中連携を意識した授業改善を図り、中1ギャップの解消に努めます。

イ スクールソーシャルワーカー及び心の教室相談員の配置

教育相談体制を充実させるために、各学校に心の教室相談員、市教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置します。心の教室相談員は、児童生徒が親しみやすく、かつ気軽に相談でき、悩みや不安を抱えている児童生徒の支えとなっています。また、スクールソーシャルワーカーは、各学校の要請に応じて派遣することによって、社会福祉等の知識や技能を活用して関係機関との連携を図ったり、心理学的な側面から子どもの心の内側に触れたりするなどして、子どもや保護者、教職員への支援を行います。

ウ 不登校対策担当者研修会の推進

各学校に不登校対策担当者を配置し、不登校対策の充実を図っています。また、各学校の取組の充実を目指し、年3回の研修会を実施しています。ここでは、各学校の取組について協議したり、小・中学校間の情報共有をしたりと、不登校の根絶に向けた研修を行っています。

【関連する事務事業】

- ・心のケア充実対策事業
- ・大村市心の教室相談員配置事業
- ・就学時健康診断事業
- ・就学教育相談事業
- ・学校適応指導教室運営事業

5 信頼される学校づくり

② 学校評価の充実

【現状と課題】

本市では、平成24年3月に「大村市学校評価要項」を策定し、学校評価の目的である「学校運営の改善」「開かれた学校づくり」「教育の質の保証・向上」の充実・達成のため、学校評価報告の様式を定め、大村市の施策の柱の評価項目と各学校の独自性のある評価項目の設定により、重点化や焦点化、共通化を図り、学校評価の客観性を高める努力をしてきました。

平成25年度においては、全ての小・中学校において、自己評価（※17）及び学校関係者評価（※18）を実施しました。しかし、外部の専門家等による第三者評価（※19）については、実施している学校はありません。

学校評価の大きな目的は、評価結果をその後の学校運営に生かすことにあります。現在、いずれの学校においても、評価結果を適正に反映させた学校づくりに向けた努力がなされている状況ですが、より実効性のある学校評価にしていく必要があります。

【主な取組】

ア 自己評価・学校関係者評価の充実

各校における自己評価及び学校関係者評価が、学校運営に適切に生かされるよう、その目的や方法、活用の仕方等について管理職を対象とした研修会を実施し、理解を深め、その充実を図ります。

イ 評価結果に対する支援・改善

各校の学校評価報告書を通じて状況を把握し、各校に対する支援や条件整備等の改善を適切に行います。

ウ 学校関係者評価の実施に向けた取組

学校評価をより充実させるために、市内全小・中学校における「学校関係者評価」をより適切に実施できるよう支援します。

【関連する事務事業】

- ・学校経営研究事業

※17 【自己評価】

各学校の教職員が行う評価（保護者アンケートを含む）

※18 【学校関係者評価】

保護者や学校評議員、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

※19 【第三者評価】

学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価

5 信頼される学校づくり

③ 教職員の資質・能力の向上

【現状と課題】

児童生徒にとって最大最良の教育環境である「教員」の資質向上は重要な課題です。

その資質向上を図るため、これまで様々な研修会を実施したり、各学校を訪問しての指導を行ったりしてきましたが、更に充実した計画的・継続的な研修を実施していく必要があります。

【主な取組】

ア 校内研修の充実

各学校における校内研修の充実を図り、教職員自らの資質向上を支援します。

イ 各種研修会の実施

年間を通して、経験や職務に応じた各種研修会を実施するとともに内容の充実を図ります。

ウ 学校訪問による指導

学校現場のニーズに応じた指導を行うために、指導主事が積極的に各学校を訪問し継続的な支援を行うことで、教員の指導力向上を図ります。

エ 教育講演会の開催

大村市教育会及び県教育センターと共催で、時宜にかなった講師を招聘しての教育講演会を実施することで、教員個々の意識を高め資質の向上を図ります。

【関連する事務事業】

・教職員研修事業

5 信頼される学校づくり

④ 二学期制（※20）の充実

【現状と課題】

大村市においては、現在、すべての小・中学生が小学校に入学以来、ゆとりある二学期制の下で学校生活を送っており、制度として定着している二学期制です。

しかし、学校現場において、二学期制のよさを更に活用しようと工夫したり、課題改善に向けた取組を充実させたりするためには、個々の教職員がその趣旨を十分に踏まえておかなければなりません。また、学校と家庭とが共に手を取り合い、子どもの育ちを後押しするためには、保護者に各学校の取組を周知し、二学期制への理解を一層図っていく必要があります。

そこで、平成25年度に教員・保護者を対象としたアンケートを実施するとともに学校関係者による内部検証委員会を開催しました。また、平成26年度には学識経験者や保護者・地域の方々、各種団体代表者らを委員とする外部検証委員会を開催し、これまでの二学期制における課題を整理し、改善に向けた具体策の検討を行うとともに、全市的な改善への取組を確認したところです。

今後も、検証・改善を図りながら、学校が二学期制のよさを十分に活用し、教育活動が一層充実するよう努めていきます。

【主な取組】

ア 課題改善の実行

検証の結果、明らかになった課題の改善に取り組むとともに、取組の点検・評価を継続的に実施します。

イ 二学期制の理解促進

広報誌等を用いて、二学期制の成果と課題、課題改善に向けた取組について広報を行い、より一層理解が深まるよう努めます。

ウ 学校の取組

二学期制のよさを生かし、更なる基礎学力の定着や心に寄り添う教育の充実を図ります。また、二学期制のよさをどのように活用しているのか、保護者や地域に積極的に情報提供し、理解促進に努めます。

【関連する事務事業】

- ・ 学校経営研究事業
-

※20 【二学期制】

それまでの教育活動を見直し、一人ひとりの子どもに生きる力をつけさせることを目指し、平成 18 年 4 月から導入された。これにより前期は、4 月 1 日から 10 月の第 2 月曜日の翌日まで、後期は、10 月の第 2 月曜日の翌々日から翌年 3 月 31 日までとなった。

6 教育環境の充実

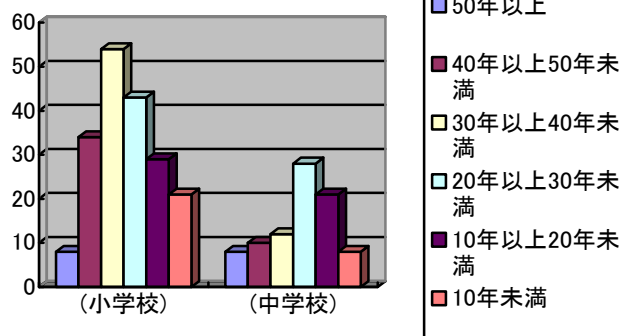
① 校舎・園舎の整備事業の推進

【現状と課題】

ア 施設の老朽化による建替え等について

平成27年1月1日現在の市内小中学校校舎・体育館、武道場全体数は276棟、築30年以上経過分では104棟、37.68%と4割に近い状況であり、さらに築50年を超える建物も16棟あります。構造体の耐震化は完了したものの、外壁等の劣化による剥離や雨漏り、給水管本体の劣化による漏水、白蟻被害による施設の耐久度の減少等、施設の老朽化が進んでおり、建替え等の検討が必要です。

校舎等の建築経過年数
平成27年1月1日現在数



イ グラウンドの整備について

雨天時に表土が流れ、砕石が露出しているグラウンドや水はけが悪く、グラウンド使用に支障をきたしている学校があり、表土の敷設替えや暗渠の整備等が必要です。

【主な取組】

ア 学校施設耐震化

子どもたちの安全確保や災害時の避難場所としての機能を高めるため、構造体の耐震化については、平成26年度中に完了しますが、非構造部材の耐震化に向けて、国の方針のもと年次計画を策定し、実施していきます。

イ 施設の老朽化による建替え等

老朽化による軽微な施設改修については、必要に応じ整備を行い、今後の抜本的な施設整備については、大規模改造や改築計画を策定し、計画的に実施していきます。

ウ グラウンドの整備

利用に支障をきたすグラウンドについては、改修計画を策定し、計画的に実施していきます。

【関連する事務事業】

- ・ 小学校施設の非構造部材耐震化事業
- ・ 中学校施設の非構造部材耐震化事業
- ・ 小学校校舎等整備事業
- ・ 中学校校舎等整備事業

6 教育環境の充実

② 学校給食環境の充実

【現状と課題】

本市の学校給食は、平成25年8月に4つの共同調理場を統合して新しく小学校給食センターを開設し、小学校15校と公立幼稚園5園にこれまで以上に安全・安心な給食を提供しています。

学校給食における食物アレルギーへの対応については、平成26年8月から鶏卵アレルギーに対応する除去食・代替食の提供を開始しました。しかしながら、アレルゲン（食物アレルギーの原因物質）は多種にわたり、症状も個々の児童で異なることから、対応アレルゲンを増やすなどの必要があります。

中学校給食については、ミルク給食のみを行ってきましたが、食を取り巻く生活環境の変化、食育の重視から、完全給食の実施を検討する必要があります。

また、給食費の未納問題が大きな課題となっています

【主な取組】

ア 学校給食における食物アレルギー対応の充実

学校給食における食物アレルギー対応については、医師の診断を基に保護者・学校・給食センターが情報を共有しながら児童一人ひとりについてその対応方法を協議し、食物アレルギーに起因する事故が発生しないよう慎重に取り組んでいきます。また給食センターから提供する除去食・代替食についても対応アレルゲンを増やすなど、充実に努めます。

イ 中学校給食センターの建設

中学校給食センターについては、小学校給食センターの運営状況を参考にし、財政事情を勘案しながら3年以内の事業着手に向けて取り組みます。

ウ 地産地消及び食育の充実

学校給食において、地場産物を活用する取組を促すとともに、食育の充実に図ります。

エ 給食費未納対策の強化

学校給食費の未納対策については、法的措置を活用するなど積極的に取り組みます。

【関連する事務事業】

- ・ 学校給食管理事業
- ・ 学校給食助成事業

6 教育環境の充実

③ 教育支援の充実

【現状と課題】

教育への機会均等化と、有為な人材を育成して教育の振興に寄与することを目的として大村市奨学基金を設置し、修学金の貸与を行っています。

平成24年度からは学業成績が特に優秀な者を対象とした給付型奨学金を創設しています。

奨学金については、未償還者への対策が課題となっています。

【主な取組】

ア 奨学金制度の周知

奨学金制度については、これまでの周知方法等を見直し、更に制度の定着と活用を図ります

イ 奨学金未返還対策の取組

奨学金の未返還対策については、未返還者や連帯保証人に対する連絡や訪問の強化、返還計画や誓約書の作成等、未返還者の減少に向け積極的に取り組めます。

【関連する事務事業】

- ・奨学金事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

1 家庭教育の充実

① 家庭教育力の向上

【現状と課題】

近年、核家族化や共働き世帯の増加とともに生活スタイルの多様化等の影響により、地域間だけでなく家族間のつながりまでもが希薄化する傾向にあることが懸念されています。子どもが家族と一緒に楽しむ機会を得ることは、「命の尊厳」の土台をつくることでもあり、孤立化する家庭への支援とともに、広く子育てについて学ぶ機会や親が子どもと共に過ごす機会を積極的に提供することが必要です。

【主な取組】

ア 健全協・PTA等との連携・協力

青少年健全育成協議会やPTAなどの社会教育団体や各事業所と積極的に連携し、家族団らんの機会を持つための「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及・啓発に努めます。

また、子どもたちの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる長崎県独自の「ココロねっこ運動」をさらに推進するとともに、それぞれの行事に協働して取り組み、必要に応じて指導や助言を行います。

イ 各種講座等の開催

親子で参加できる物づくりや、子育てに関する体験講座を開催し、親子の絆を深めることにより家庭環境の充実を図ります。

また、図書館等で読み聞かせの会などのイベントを開催し、親子で参加することで、本を通じて親子の絆づくりに努めます。

【関連する事務事業】

- ・ 公民館講座開催事業
- ・ 健全育成協議会支援事業
- ・ 図書館管理運営事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

1 家庭教育の充実

② 相談機能の強化

【現状と課題】

近年は、青少年に関する様々な相談内容に対応すべく、専門的に相談を扱う関連機関が増加し、内容とともに充実してきています。しかしながら、インターネットや情報通信機器の急速な進歩と普及により、「ネットいじめ」や「ネット依存」などの深刻な問題があらゆる世代で数多く発生しています。この問題については、子どもよりも大人が無知であり、大人への教育の場が必要です。

【主な取組】

ア 相談業務担当者会の充実

少年センターを中心とし、民生委員児童委員協議会連合会や子育て支援センター等で構成している「相談業務担当者会」を核としながら、メディア問題をはじめ、今日的な課題を対象とした学習会を行うなど、相談員のスキルアップに努めます。

イ 長崎県メディア安全指導員の活用

長崎県こども未来課と連携し、「メディア安全指導員派遣事務局」を少年センター内に置き、積極的な活用と啓発に努めます。

【関連する事務事業】

- ・ 少年センター管理運営事業
- ・ 民生委員活動事業（福祉総務課分）
- ・ 子育て支援センター活動事業（こども政策課分）

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

1 家庭教育の充実

③ 地域の社会教育団体との連携強化

【現状と課題】

核家族化や高度情報化の急速な進展に伴い、家庭環境や地域を取り巻く社会環境は著しく変化しています。地域の教育力を向上させ、子どもたちの安全を守りながら、コミュニケーション能力などの人間力を育て伸ばしていくことが急務です。

そのためには、地域の人と人とのつながりを深めながら、子どもたちが地域に愛着を持ち、地域の良さに気づくような活動や体験を子ども会や青少年健全育成協議会などとの連携により推し進めなければなりません。

【主な取組】

ア 「ココロねっこ運動」の推進

大人のあり方を見直す県民運動である「ココロねっこ運動」を推進し、地域ぐるみでの子育ての気運を高めます。

また、地域のリーダーとなる「ココロねっこ指導員」の資質向上を図るとともに、これを補佐し、ココロねっこ運動の担い手となる「ココロねっこ推進員」の配置を促進します。

イ 各種社会教育団体との協働

青少年健全育成協議会やPTA等と協働し、魅力ある行事づくりに努めるとともに地区懇談会等へも積極的に参加し、情報提供や指導助言を行います。

ウ 子ども会活動の活性化

子どもたちに地域への愛着が芽生えるよう、町内の公民館等を活用し、子ども会と地域住民の交流を図ります。

子ども会活動を支援することで組織を活性化させ、子どもたちにとって安全で安心できる生活環境が生まれ、さらに地域の活力も上がっていきます。これにより「地域の子どもは地域で育む」気運を高めます。

【関連する事務事業】

- ・健全育成協議会支援事業
- ・子ども会育成事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

2 青少年の健全育成

① 家庭・学校・地域の連携強化

【現状と課題】

少子高齢化が加速する中、子どもたちはかけがえのない重要な存在とされながらも、快適・便利な生活や大人の過干渉等により、生きるために必要な力を身に付ける機会が失われている状況にあります。この課題解決には、大人が子育てについて改めてそのあり方を問い直し、共通認識を持つことが必要であり、その上で家庭・学校・地域が連携・協働して、それぞれの立場からの具体的な取組を実施していくことが大切です。

【主な取組】

ア 学校支援会議の充実

それぞれの地域の特色を生かしながら、家庭・学校・地域の更なる連携強化により、地域ぐるみで子どもを育てる体制の確立を目指し、活動がより活性化されるよう指導・助言していきます。また、学校支援会議が会議のみに止まらず地域の課題解決に向けた活動となるよう支援します。

イ 健全育成活動の推進

青少年の健全育成、非行・被害防止についての広報啓発キャンペーンを地域との協働により全小学校区で実施します。また、有害環境の実態把握のため、店舗等の立ち入り調査を実施するとともに、万引きや自転車盗等の犯罪の未然防止のため、店舗等からの情報収集や学校等への情報提供に努めます。

ウ 放課後子ども教室の充実

児童が、放課後等に小学校の余裕教室や地区住民センター等を利用し、地域住民や元教職員の方々の参画を得、子どもたちが安全・安心に活動できる居場所づくりの推進を行います。また、「放課後子ども教室」の更なる充実を図るため、コーディネーターや指導員等に係る研修機会の提供と内容の充実に努めるとともに、引き続き「放課後児童クラブ（※21）」との連携を深める必要があります。さらに、国・県が今後の新たな方針として打ち出している「放課後子ども総合プラン」についても情報を収集し、教育委員会とこども未来部が連携を密にして、また地元との協力体制などを確認しながら対応を検討していきます。

【関連する事務事業】

- ・放課後子ども教室推進事業
- ・青少年健全育成事業

※21 【放課後児童クラブ】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了した放課後や学校休業日において家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援する施設

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

2 青少年の健全育成

② 青少年を守る市民活動の充実

【現状と課題】

子どもたちを取り巻く環境は、著しく変化し続け、しかも厳しい状況にあります。交通事故や不審者による危険行為や迷惑行為など子どもたちの安心・安全を脅かす問題は無くなる気配を見せません。

また、青少年の犯罪については、全国的に平成15年をピークに年々減少傾向に転じている中、「犯罪の低年齢化」、「再犯率の増加」、「青少年の性犯罪の増加」といった新たな問題が生じています。犯罪の芽は小さなうちに摘むことが大切であり、そのためにも社会全体が温かい目で子どもたちを見守ることが何よりも大切です。

【主な取組】

ア 補導活動の充実

少年補導委員としての自覚を高め、誇りをもって「愛のひと声」を中心とした補導活動を実施します。また、年2回開催する「補導委員全員研修会」の内容を充実させ、補導委員の資質向上に努めます。さらに、補導巡回の際に店舗等へも積極的に立ち入りを行うなど、情報収集にも努めます。

イ 事故・犯罪の防止への取組

登下校時における児童生徒の安全の確保については、健全育成協議会、連合防犯協会、PTAなどと協働し、立哨による交通指導に加え、愛の声かけ運動を推進します。

また、自転車マナーアップ運動を継続して実施し、自転車の二重ロックの推進に加え、自転車利用に関するマナーの向上等を目指します。

ウ わんわんパトロール隊の拡充

時間や規則に縛られることなく自由に参加できるボランティアとしての「わんわんパトロール隊」を、市内全域に拡充していきます。

【関連する事務事業】

- ・健全育成協議会支援事業
- ・巡回補導事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

2 青少年の健全育成

③ 相談体制の整備・充実

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化、地域社会の衰退等が社会問題化する中、孤立し子育てや様々なことに悩み苦しむ人が増加しています。そして、その内容も多種多様であり複雑化する傾向にあります。また、情報通信機器やインターネットが進歩・普及する中、今まで想定できなかったような新たな問題が次々に発生しています。このような状況に適切に対応するためには、相談員のスキルアップや各関係機関との連携、情報の共有化、ネットワーク化等の体制強化と相談先をわかりやすく市民へ提供する広報活動が重要です。

【主な取組】

ア 相談業務関係機関との連携強化

少年センターを中心とした「相談業務担当者会」を核としながら、各関係機関で課題を共有し、課題解決に取り組むなど組織の連携強化を図ります。

＜※関連 P 51＞

イ 相談先一覧表の作成

市民にわかりやすく相談先を知らせるため、大村市の相談先一覧表を作成するとともに、ホームページや少年センターだより等を通じて広報・周知に努めます。

【関連する事務事業】

- ・ 少年センター管理運営事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

2 青少年の健全育成

④ 少年団体活動の活性化

【現状と課題】

子どもたちは、地域の異年齢の子ども集団の中で様々なことを学び、社会性などを身に付けていきます。そのためには、子どもたち自身の手で工夫して創っていく楽しさを知り、自分から積極的に活動する自主性を養う子ども会活動が重要です。

現在、子ども会への加入率の低下が顕著であるため、子ども会活動への積極的な支援も必要です。子ども会活動を活性化させるためには、各子ども会間の連携や交流が必要となります。さらに、指導者やジュニアリーダーの育成にも継続して取り組まなければなりません。

【主な取組】

ア 子ども会の活動内容の充実と広報活動の実施

子ども会の活動が安全で楽しく、魅力あるものにするため、「大村市子ども会育成連合会」と協働して、保護者や子どもに対し研修会を実施します。

また、活動内容を公民館だより等で広報するとともに、各小学校の入学式や入学説明会など多くの場に出向き、加入促進へのPR活動を行います。

イ 各子ども会相互の交流促進

各子ども会において、相互の事業内容や喫緊の課題等を情報交換する場を設け、各子ども会の事業などにおいて連携が図れるよう支援します。

ウ ジュニアリーダー、指導者の育成

県及び市子ども会育成連合会が主催する各種研修に積極的な参加を促し、指導者のスキルアップや新規指導者の育成を図ります。

また、ジュニアリーダー研修への参加を呼びかけ、次世代を担うリーダーを育成していきます。

【関連する事務事業】

- ・子ども会育成事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

2 青少年の健全育成

⑤ 体験活動の充実

【現状と課題】

子どもたちの生きる力を育むためには、自然や社会の現実に触れるなど実際の体験が必要です。また、具体的な体験や事物との関わりを通して感動したり、驚いたりしながら実際の生活や社会、自然の在り方を学んでいきます。

家庭や地域社会での活動を通じて体験することが本来自然の姿であり、かつ効果的であることから、子ども会を中心として体験活動の機会を拡充していかなければなりません。

【主な取組】

ア 子ども会活動の推進

子どもの豊かな人間性や社会性を育むには、体験活動の充実を図ることが重要です。異年齢の子ども同士による団体活動での体験ができる子ども会活動となるよう「大村市子ども会育成連合会」に対し、助言を行うなどの支援を行います。

イ 体験学習の充実

夏休み子どもワクワク工作ひろばや、冬のクリスマスケーキづくりなどの子ども教室を開催することで、子どもたちに物づくりの楽しさや達成感を味わえるよう体験学習の場を提供します。

また、野外体験活動を行う「三浦野性の森」や「松原宿寺子屋塾」の活動を支援し、多くの子どもたちが年間を通じて体験学習ができる機会を増やします。

ウ 子ども科学館の活用

子ども科学館において、体験型の科学実験教室を開催するとともに、専門の指導員やボランティアを活用して、子どもたちの科学に関する知識の普及と啓発を図ります。

【関連する事務事業】

- ・子ども会育成事業
- ・放課後子ども教室推進事業
- ・公民館講座開催事業
- ・子ども科学館運営管理事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

3 生涯学習の充実

① 生涯学習を推進する環境の整備

【現状と課題】

市民の学習意欲は、社会の変化に応じて多様化し、ますます盛んになっています。このような中、多様な学習ニーズに即した魅力ある学習機会を提供しなければなりません。また、個人の学習成果を地域のまちづくりに還元することも重要です。すべての市民が、必要な時に価値ある学習を行えるように、学びやすい環境の整備を図る必要があります。

【主な取組】

ア 公民館講座の充実

市民それぞれのニーズに対応した受講しやすい学習プログラムを企画し、多くの市民に学習の場を提供します。

イ 体験学習の充実

学習して得た知識や技術などを多くの市民に還元することができるよう、わかりやすく楽しめる講座を実施します。また、指導者の養成につながる講座を開催します。

ウ 図書館機能の充実

市民の読書活動や課題解決の支援を行うため、また、誰もが気軽に利用できる施設となるよう、図書館機能の充実を図ります。＜※関連P 6 7＞

エ 新図書館の整備

県立図書館と市立図書館の合築による、一体型図書館の整備を進めます。整備にあたっては一体型図書館の整備基本計画に基づき、市民が利用しやすい図書館を目指します。

【関連する事務事業】

- ・ 公民館講座開催事業
- ・ 図書館管理運営事業
- ・ 図書等整備事業
- ・ 子どもと本をつなぐ読書推進事業
- ・ 新「大村市立図書館」建設事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

3 生涯学習の充実

② 指導者などの人材育成・確保

【現状と課題】

人々の学習ニーズが多様化、高度化している今日、幅広い分野でより優れた資質と専門的な能力を持つ指導者が求められています。

指導者となりうる人材を発掘するとともに、生涯学習リーダーを養成する講座等を開催し、情報提供することで、地域住民の学習意欲を高めていく必要があります。

【主な取組】

ア 生涯学習リーダーバンクの整備、情報提供

生涯学習リーダーとなりうる人材を発掘・養成し、データ化することで、地域住民の学習ニーズに対応します。あわせて、人材の情報を提供することにより、地域住民の学習意欲の高揚を図ります。

イ 図書ボランティア活動の推進

子どもたちが本の楽しさや面白さを知り、読書習慣を身に付け、豊かな心や生きる力を育むために、図書館、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校等で読み聞かせを行う図書ボランティアの人材育成と支援に努め、活動の推進を図ります。

ウ ボランティアセンターとの連携

市ボランティアセンターとの連携により人材の育成に取り組み、各種養成講座等を実施し、その育成した人材を登録後、市民の要望等に応じて各公民館や団体等へ派遣・紹介します。

【関連する事務事業】

- ・公民館管理運営事業
- ・子どもと本をつなぐ読書推進事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

3 生涯学習の充実

③ 学習プログラムの整備・充実

【現状と課題】

市民各世代の多種・多様化する学習ニーズを的確に把握し、学習意欲の高揚を図るためには、様々な魅力ある講座を企画・運営していくことが求められます。

職員一人ひとりが情報収集に努め、講座の企画力などスキルアップしていくことが肝要です。

【主な取組】

ア 県や「ながさき県民大学」との連携

県や「ながさき県民大学」と連携し、講座受講者により質の高い学習プログラムを提供することで、学習意欲の高揚を図ります。

イ ニーズの把握と職員の資質向上

市民のあらゆるニーズに対応するため、講座受講者へのアンケート等を実施し、ニーズの把握に努めます。また、各種研修会などに積極的に参加し、魅力ある講座を企画運営するため、職員のスキルアップに努めます。

【関連する事務事業】

・ 公民館講座開催事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

3 生涯学習の充実

④ 学習情報の提供

【現状と課題】

市民が主体的に学んでいくためには、各々のニーズに対応した多様な学習機会やそれに見合った環境が必要です。そのためには、必要な人材や施設の情報がだれでも簡単に入手できることが求められます。

【主な取組】

ア 広報活動の充実

市が発信する「広報おおむら」・ホームページ・フェイスブックで情報提供し、さらに、テレビやラジオなどあらゆるメディアを活用した広報活動を実施します。

イ 公民館だより等の活用

毎月発行している各「公民館だより」、「視聴覚ライブラリーだより」の内容を充実させ、より目につきやすい配布先などを検討し、効果的な情報提供に努めます。

ウ 視聴覚ライブラリーの活用

視聴覚ライブラリー教材及び機材の整備充実を計画的に行うとともに、利用を促進します。それにより、視聴覚教育及び市民の情報活用能力の向上を図り、生涯学習の取組を促進します。

【関連する事務事業】

- ・ 公民館講座開催事業
- ・ 視聴覚ライブラリー管理運営事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

3 生涯学習の充実

⑤ 住民の主体的な学習活動の推進

【現状と課題】

各公立公民館で活動している定例利用グループは、現在200を超えるグループが登録されていますが、会員の高齢化が原因でグループ活動を存続できなくなるグループも少なくありません。世代を問わず多くの市民が主体的に学べるよう支援する必要があります。

【主な取組】

ア 公民館まっりの活用

各公立公民館で年に一度開催している公民館まつりや、3年に一度開催する3館合同の「いきいきフェスタ」を通して、市民に各グループの活動内容をアピールし、新規加入者の獲得に努めます。

イ 活動体験による加入促進

定例利用グループの会員を講師とした公民館主催講座を開催し、活動内容を体験してもらうことにより、各グループへの加入促進を図ります。

【関連する事務事業】

- ・ 公民館管理運営事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

3 生涯学習の充実

⑥ 町内公民館活動の充実

【現状と課題】

町内公民館は、生涯学習の場であるとともに地域住民の交流の場であり、社会教育活動の拠点としてその果たす役割はますます重要となっています。様々な理由による指導者不足のため、取組に関する温度差が生じており、研修会の開催など、指導者育成のための支援が必要です。また、施設の老朽化に伴う改修等の工事が必要な町内公民館が多くなってきており、施設改善のための支援が求められています。

【主な取組】

ア 指導者の育成

公民館活動に関わる指導者の資質向上を図るため、町内公民館、市及び地区の公民館連絡協議会等において指導者育成のための研修会を実施します。

イ 施設改善のための支援実施

各町内公民館施設の実情を十分に把握した上で、必要に応じた新築・増改築
・用地購入費等に対し補助を行います。

【関連する事務事業】

- ・ 大村市公民館連絡協議会補助金
- ・ 町内公民館建設費補助金

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

3 生涯学習の充実

⑦ 生涯学習拠点機能の充実

【現状と課題】

一人ひとりが充実した人生を送る上で重要なことは、生涯にわたって学び、それを活かして生活することです。それが生涯学習であり、その拠点となるべきものが公立公民館ですが、一部の公民館では施設の老朽化・狭あい化により市民のニーズに十分応えているとは言えません。

市民が必要な時に学べ、そして成果をあげることができるよう、生涯学習施設を整備するなど、その役割を果たさなければなりません。

【主な取組】

ア 施設の整備

アンケートの実施などにより、市民のニーズを十分に把握した上で、施設の改修や必要な備品等の整備を行います。

中地区公民館については、老朽化が著しいため、改築等の施設整備計画を進めていきます。

イ 施設間の連携

各社会教育施設間の連携を強化し、利用調整や情報提供機能の強化に努めます。

【関連する事務事業】

- ・ 公民館管理運営事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

3 生涯学習の充実

⑧ 身近な学習の場の提供

【現状と課題】

生涯学習は、「いつでも、どこでも、だれでも」できる学習でなければなりません。すべての市民が生涯学習による生きがいづくりができるよう、地区住民センターや地域の公民館活動の支援を通じて、身近な場での学習機会を増やす必要があります。

【主な取組】

ア 地区住民センター、町内公民館への活動支援

地区住民センターや町内公民館が、身近な場での生涯学習の拠点となるよう助言を行うとともに、各々の情報を共有し利用しやすい場となるよう支援します。

イ 放課後子ども教室の充実（※再掲）

「放課後子ども教室」の更なる充実を図るため、コーディネーターや指導員等に対する研修機会の提供とその充実に努めるとともに、引き続き「放課後児童クラブ」との連携を深める必要があります。

さらに、国・県が今後の新たな方針として打ち出している「放課後子ども総合プラン」についても情報を収集し、教育委員会とこども未来部が連携を密にして、また、地元との協力体制などを確認しながら対応を検討していきます。

【関連する事務事業】

- ・地区住民センター活動支援事業
- ・放課後子ども教室推進事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

3 生涯学習の充実

⑨ 図書館機能の充実

【現状と課題】

現在の図書館は、施設の老朽化が進むとともに狭あい化により蔵書数も限られ、利用者のニーズに十分応えているとは言えません。図書館を更に多くの市民に利用してもらうためには、魅力ある図書館でなければなりません。また、未来を担う子どもの人間形成において、読書が果たす役割は大きなものであり、子どもと本をどのように結びつけるかが課題です。

【主な取組】

ア 図書資料の整備

市民の読書活動や課題解決に役立つよう、図書資料を幅広く収集、整理、保存し、活用されるよう整備に努めます。

イ イベントの開催

アンケート等により市民のニーズを正確に把握し、充実した内容のイベント開催により、利用者の拡大を目指します。

ウ レファレンス・サービスの強化

レファレンス・サービスに力を入れ、利用者の課題解決の支援を行うとともに、職員が各種研修を積極的に受けることで、資質の向上を図ります。

エ 子どもの読書活動の推進

読書のおもしろさ、大切さを伝え、子どもと本をつなぐため、おはなしの会等のイベントや読書推進講演会を開催し、また、幼稚園・保育所・認定こども園等で「出張おはなし会」を行います。

【関連する事務事業】

- ・ 図書館管理運営事業
- ・ 図書等整備事業
- ・ 子どもと本をつなぐ読書推進事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

3 生涯学習の充実

⑩ 人権教育の推進

【現状と課題】

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるにもかかわらず、未だに児童虐待、体罰、障がい者等への差別等が後を絶たない状況です。また、多くの子どもたちが気軽なコミュニケーションツールとしてSNSを利用しており、ネットいじめ、不適切な投稿や不注意な情報発信、更にはネット依存が問題化しています。さらに掲示板などを通じて知らない人と出会ってトラブルに巻き込まれる事件なども報じられています。市民の人権に係る意識高揚を図るため、今後もさらに地道な活動を続け、人権教育の推進に努めなければなりません。

【主な取組】

ア 人権教育講演会の開催

市民の人権意識を向上させるため、「大村東彼地区人権教育研究協議会」とも連携しながら人権教育講演会を開催します。

イ メディア安全指導員の活用

あらゆる世代を対象としたメディアに関する講演会、講習会等において、人権問題を意識した資料を利用しながら実施します。また、指導員間の情報交換や講習会等を利用してスキルアップにも努めます。

ウ 視聴覚ライブラリー教材の充実

いじめをはじめ、多種・多様化する人権に係る問題に対応したライブラリー教材を充実させるとともに、学校や各種団体に活用してもらえよう広報に努めます。

【関連する事務事業】

- ・ 少年センター管理運営事業
- ・ 健全育成協議会支援事業
- ・ 視聴覚ライブラリー管理運営事業

1 文化財の保護と活用

① 文化財の調査・保護・活用

【現状と課題】

大村市には、先人の残した数多くの歴史遺産があります。これらを適切に保存するには、その価値を専門的に調査し、重要なものについては指定し、後世へ継承するための維持管理を行うことが必要です。また、地域に埋没している文化財も多く、その中には大村市の歴史にとって重要なものが存在する可能性があります。今後更に、文化財指定を拡大し、歴史遺産の保存に努める必要があります。

大村藩旧家に残る歴史資料については、調査・収集に努めていますが、今後、歴史資料が失われる可能性があります。

貴重な文化財を継続的に保護するには、行政に加え、地域ぐるみで取り組むことが大切です。そのため、地域にとっての文化財の重要性を伝える必要があります。

【主な取組】

ア 文化財の維持・管理

旧円融寺庭園や本経寺などをはじめとした市内主要文化財の維持・管理に努め、後世に伝えるための保存整備を進めます。また、三城城跡の国指定に向けて取り組みます。

イ 文化財整備の推進

地域に埋没している文化財の調査を行い、重要なものについては指定を進め、大村市の歴史を伝える歴史遺産を保存継承するために整備を進めます。

ウ 市民への啓発活動

歴史資料や史跡等の文化財を市・地域の宝として守っていくことの大切さを伝えるために、史料館における展示活動や郷土史講演会を通じて、大村市の歴史について周知を図ります。

【関連する事務事業】

- | | |
|--------------|----------------|
| ・文化財管理事業 | ・史料館管理運営事業 |
| ・大村家墓所保存整備事業 | ・旧楠本正隆屋敷管理運営事業 |
| ・三城城跡保存整備事業 | ・発掘調査事業 |

1 文化財の保護と活用

② 史料館の活用と整備

【現状と課題】

史料館では大村市の歴史に関する資料収集や展示等を行い、大村市の貴重な歴史資料を保存するとともに、郷土の歴史の発信に努めています。しかしながら、現在の施設では、資料の劣化の恐れなどから展示する資料の制限があるなど、十分な活動が行えない課題があります。

【主な取組】

ア 史料館活動と整備

大村市の歴史に関わる貴重な歴史資料を収集・保管するとともに、歴史情報の発信拠点として、展示会を開催します。また、施設・設備の整備に努めますが、施設の老朽化が進んでいることや展示設備の機能不足もあることから、大村市歴史資料館（仮称）の整備を進めます。

【関連する事務事業】

- ・ 史料館管理運営事業
- ・ 大村市歴史資料館（仮称）整備事業

1 文化財の保護と活用

③ 民俗芸能の保存継承

【現状と課題】

大村市には、数多くの民俗芸能があり、村の鎮守などに奉納される祭りの出し物として、各地域で継承されてきました。しかし、様々な要因から地域社会のあり方に変化が生じ、多くの保存団体で経済的負担や後継者不足などが重要課題となっています。

【主な取組】

ア 民俗芸能の保護・支援

国指定文化財の3つの保存団体及びその他の保存団体に対して、道具の修繕・購入や後継者育成のための助成を行うなど、保存継承活動を支援します。

イ 民俗芸能の調査及び周知

市内に所在する民俗芸能の調査を進め、保存育成方針をまとめます。この方針によって、各団体への支援を進め、市民への周知を図ります。

【関連する事務事業】

- ・ 民俗芸能保存事業

2 芸術・文化の振興

① 芸術・文化団体への支援

【現状と課題】

市民の芸術・文化活動を支援するため、事業の共催・後援や情報発信の支援を行い、団体が実施する事業に対しては、文化基金を活用し経費の一部を助成しています。更なる市民文化の向上を図るため、活動に対する支援は引き続き必要です。

【主な取組】

ア 市民文化活動の育成・支援

文化活動の振興を図るため、事業の共催・後援や情報発信等の支援や、事業実施に要する経費の一部を助成します。

イ 小中学校クラブ活動の支援

市内の小中学校文化クラブの活動において、九州大会や全国大会への出場は大きな励みになります。しかし、遠征には経費的負担も大きいため、大会への出場経費の一部を助成します。

【関連する事務事業】

- ・文化活動振興事業
- ・市民ギャラリー運営事業

2 芸術・文化の振興

② 芸術・文化に接する機会の拡充

【現状と課題】

芸術・文化の振興のためには、優れた作品に多くふれることが重要です。

今後、更に、様々な世代の市民が、多彩な芸術・文化を楽しむことができるような機会の創出が求められています。

【主な取組】

ア 市民の芸術・文化に接する機会の拡充

各文化施設の特性を活かしながら、市民のニーズを的確に把握し、時代の動向を踏まえながら、多様な幅広い文化事業を促進し、より一層の市民文化の振興を図ります。

イ 学校における芸術・文化に接する機会の拡充

将来の文化の担い手となる子どもたちへも芸術・文化に接する機会を増やし、人材の育成を図ります。

【関連する事務事業】

- ・文化活動振興事業
- ・市民ギャラリー運営事業
- ・子ども芸術文化活動事業
- ・市民会館運営管理事業
- ・体育文化センター運営管理事業

3 郷土教育の充実

① 郷土教育の推進

【現状と課題】

大村市には豊かな文化を育んできた長い歴史があります。これまで郷土史講演会や史料館での展示活動を通じ、郷土の歴史教育の普及に努めています。

次世代を担う子どもたちにおいては、史料館の子ども向け展示や体験教室、小中学校の郷土史クラブを通じて、郷土の歴史の普及に努めてきました。

しかし歴史に触れる機会が十分でないことから、これまでの普及活動に加え、大村の歴史や偉人を学ぶ機会を設け、郷土に対する誇りと愛着を育てる必要があります。

【主な取組】

ア 市民への歴史普及の推進

郷土の歴史を知ることは、郷土への愛着を深めることにつながります。市民講座や史料館での教育普及活動などを通じて、郷土の歴史の普及周知に努め、郷土大村について知ってもらえるよう取り組みます。

イ 学校教育での郷土教育の充実

子どものころから郷土の歴史に触れることは郷土教育において重要です。各小中学校での郷土史クラブや総合的な学習の時間などの取組を通して、郷土の歴史により触れるよう努め、郷土大村を理解し、親しみを持つ子どもたちが増えるよう取り組みます。

【関連する事務事業】

- ・郷土を誇りに思う子ども育成事業
- ・史料館管理運営事業